実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

10　関係法令の遵守

確認項目	チェック欄
連携事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	

（経済産業省組織規則の一部改正）

第三条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（統括官公需対策官、統括適正取引検査官及び取引調整官）	（統括官公需対策官、統括下請代金検査官及び取引調整官）
第三百四十九条　取引課に、統括官公需対策官、統括適正取引検査官及び取引調整官それぞれ一人を置く。	**第三百四十九条**　取引課に、統括官公需対策官、統括下請代金検査官及び取引調整官それぞれ一人を置く。
2　（略）	2　（略）
3　統括適正取引検査官は、命を受けて、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する検査に関する事務を処理する。	3　統括下請代金検査官は、命を受けて、下請代金の支払遅延等の防止に関する検査に関する事務を処理する。
4　（略）	4　（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第四条　独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第一条の二　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第一条の二**　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一～十八　（略）	一～十八　（略）
十九　機構法第十五条第一項第二十号に規定する受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二十二条及び第二十五条に規定する業務に関する事項	十九　機構法第十五条第一項第二十号に規定する下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二十二条及び第二十五条に規定する業務に関する事項
二十～二十七　（略）	二十～二十七　（略）